

山梨県公報

号外第四十三号

令和二年

十月十六日

金曜日

目次

規則

○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第五十一号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第四百二十七号の七を第四百二十七号の九とし、第四百二十七号の六を第四百二十七号の八とし、第四百二十七号の五を第四百二十七号の七とし、第四百二十七号の四を第四百二十七号の六とし、第四百二十七号の三を第四百二十七号の五とし、第四百二十七号の二を第四百二十七号の四とし、第四百二十七号の次に次の二号を加える。

四百二十七の二 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

四百二十七の三 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番